

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究

方針

- ・ 将来的な価値を見越した幅広い調査を実施します。
- ・ 調査・研究における学術性を高めるための方法・内容の充実を図ります。
- ・ 調査成果等の活用促進のための環境整備を図ります。

文化財の保護に当たっては、指定・未指定にかかわらず、地域内の文化財の総合的な把握を行ない、保存・活用のための必要な措置を講じることが重要です。そのためには、把握が不十分で保護が進んでいない文化財について、網羅的かつ悉皆的な調査が必要です。また、平成29（2017）年に文化庁がその保護の在り方をまとめた水中文化遺産や、戦争に関連する遺跡、近現代建築、食文化といった近年注目されている文化財や集落内の祠や氏神といった地域の信仰に関わるものについても、現状の把握に努めます。

市町村が作成する地域計画においては、「文化財を把握するための調査に関する事項」について記載することとなっており、調査が不足している文化財類型や地域を明らかにし、今後の調査の方針や計画を記載することが示されています。県では、必要な支援や情報提供を行います。

悉皆的な調査を行うに当たっては、学校や公民館等の公的な機関に価値付けがなされないまま保管されている文化財があり得ることから、それらも調査を行う必要があります。特に学校では統廃合等に伴い、それらの文化財が廃棄されてしまう可能性もあることから、確実な調査が求められます。また、古い住宅から歴史的な資料が発見される事例もあることから、所有者の理解と協力を得て、住宅内における文化財の有無の調査を行うことも重要です。さらに、県民が歴史的な資料を発見した場合の窓口となる各市町村の文化財保護部局や博物館等の周知等、気軽に相談できる環境作りも必要です。

文化財の調査に当たっては、県と各市町村が連携を図り、文化財保護審議会委員、埋蔵文化財専門職員、博物館等の学芸員による調査をはじめ、外部の専門機関や大学等への調査委託等による効率的で学術性の高い調査の実施等、調査・研究の方法・内容の充実を図ります。



埋蔵文化財の試掘調査

また、調査・研究の成果を広く蓄積、公開し、活用を促すことさらに研究が進み、新たな知見を引き出すことも可能になります。さらに、最新の調査・研究の視点に基づく再評価も重要です。過去の調査報告書も含め、デジタル・アーカイブ化、データベース化を進め、ホームページ等での積極的な公開を図ることで情報を県民が広く活用できるよう努めます。

周知の埋蔵文化財包蔵地の開発には事前協議で保護と開発の調整が図られていますが、開発に伴い未周知の遺跡が破壊されるおそれもあります。開発の規模が小さくともそれが遺跡の中心になる部分であれば、遺跡の価値は大きく損なわれることになり得ます。そのため、計画的かつ継続した埋蔵文化財の分布調査とその成果の周知、試掘・確認調査等による情報の蓄積が求められます。県では、埋蔵文化財情報管理システムによる遺跡G I Sや埋蔵文化財情報データベースの管理と、情報公開を行っています。



埋蔵文化財情報データベース
(県立埋蔵文化財センター HP)



遺跡 GIS 公開
(県立埋蔵文化財センター HP)

鹿児島県立博物館研究報告31号から最新号	
年次	年次: タイトル
40号(2021)	p1-p2 鹿児島における水牛屋生の記録(2020) : 中村義子・中村忠臣 (PDF: 2,599KB) p3-p4 鹿児島県久留米市本地町から出土したオオバタクリル化石 - 多久鳥宿 (PDF: 1,684KB) 鹿児島県多胡町に分布する上原四万十温泉大浴場周辺から二枚貝化石の発見とその意義 : 鳥水流房一 p11-16 (PDF: 3,472KB) p17-22 (PDF: 3,551KB) p23-p24 鹿児島市埋蔵文化財調査報告書(第二回)(第三回) : 伊藤秀信 (PDF: 4,669KB) 鹿児島県川内市マングローブ林について : 岩田仁志 p31-40 (PDF: 2,071KB) p41-52 (PDF: 4,160KB) 下原島のお花見 : 斎藤和季の特集について : 斎藤仁志・川西和博 p53-64 (PDF: 2,331KB) p65-76 (PDF: 4,434KB) ハマチの鹿児島県人土器研究 : 加藤耕次 (PDF: 1,152KB) p77-p78 鹿児島の二才に伝えるプロタクリル組合と製品の工具 : 鈴鹿浩・佐々木大輔 (PDF: 3,437KB) p79-p80 鹿児島における手字手 : 高柳正の古ランティア活動 : 久保英史 (PDF: 1,485KB)
	トカラ列島の江戸昌とゆづ島のバッタ・ナナフシ・ゴキブリ・ハサミムシの生態 : 小瀬勝利・吉田清也 (PDF: 1,570KB) 鹿児島県三島村黒島のバッタ・ナナフシ・ハサミムシの記録 : 小畠慶輔・真田義哉 (PDF: 1,242KB) トカラ列島の鳥 : 中之島・喜之島・支島の分布 (2019) : 今林聰一・竹山尚道・半井敦子 (PDF: 1,485KB)

研究紀要の公開
(県立博物館 HP)

2 文化財の指定・登録等と保存・継承

方針

- ・ 幅広い情報収集による積極的な指定・登録等の制度の活用を図ります。
- ・ 文化財愛護思想の普及による地域社会総がかりでの文化財の保存と継承を図ります。

県では県文化財保護審議会による調査及び審議に基づいて、文化財の指定を進めており、指定候補の選定については、市町村との連携を密にしながら情報収集に努め、引き続き積極的に指定を進めていきます。新たな指定文化財の候補の選定に当たっては、住民の提案を受ける機会を設ける等、幅広い情報収集や専門家からの率直な意見を継続的に聴取することも重要です。

また、それらのうち特に価値の高いものについては、文化庁や市町村と連携しながら、国の指定について積極的に働きかけていきます。市町村においても、同様に積極的な取組を進めることができます。国の指定となった文化財については、適切な整備・活用を図るため、市町村等と連携し保存活用計画の策定を積極的に進めます。また、必要に応じて指定範囲の追加や整備等を実施し、さらなる活用を図ります。さらに、国の登録制度の拡充や、地方自治体における登録制度の創設が可能になる等、保護法改正に基づく新たな制度についても活用を推進していきます。

指定を受けた文化財については、散逸することのないよう適切に保管を行います。また、文化財保護指導委員等の専門家による定期的な巡回により、文化財の現況を確認するとともに、修理等必要な措置を講じていきます。

文化財を維持管理していく上では、修復等に要する原材料や技術の確保も必要となることから、国等が行う取組と連携した供給地の現状確認や専門業者等からの情報収集に努めます。また、文化財の修繕や修復が必要な場合、補助金等財政的な支援について国・市町村と連携を図ります。

文化財の保存・継承に当たっては、所有者や伝承者、管理団体、行政だけでなく、より多くの人が地域の文化財に愛着を持ち、保存や活用のあり方について考え、地域全体で守り伝え、支え合う体制づくりが大切です。そのためには、多くの県民に文化財が持つ潜在的な力が地域づくりの大き



文化財保護指導委員による巡回

な力になり得ることを分かりやすく伝えることが必要です。

県では、児童・生徒、地域住民・団体等幅広い世代や組織に向けて文化財の価値や魅力の普及・啓発を図り、文化財に興味・関心を持つ人材の育成を目的とした取組を行っています。「学校等における文化財伝承活動情報提供事業」や「かごしま無形民俗文化財（民俗芸能）伝承活動表彰」、小・中学校や高等学校における出前授業や講師派遣、一般の県民も対象とした「文化財研修講座」等を引き続き実施し、各市町村や団体が実施する普及・啓発事業についても、継続的な実施を促しています。

文化財の種類に合った保存・継承の手法を選択することも重要であり、例えば、建造物は文化財としての価値や形状を維持した状態で内装を整備し、カフェ等の商業施設として活用したり、史跡は展示施設を含めて公園整備を行い、県民に広く開放したりすることで、より身近な存在として愛着を持ってもらうことができます。

また、無形民俗文化財については、担い手不足が深刻な問題となっていることから民俗芸能等の発表の機会の提供、映像による記録保存の効果的な活用、継承活動の取組の紹介等により、保存・継承の意欲を高め、将来の担い手の確保に努めています。併せて、文化財としての学術的な価値を正しく伝えることで、継承活動に関わる人々がより誇りを持ち、保存と継承への意識が向上するよう図ります。また、人的あるいは資金的な面で継承活動に様々な不安や課題を抱える保存団体では、行政機関や専門家との情報交換を行うことにより、現状に合わせた無理のない継承のあり方について検討することも重要です。さらに、ユネスコ無形文化遺産に和食が登録されたことにより、食文化への注目も集まっています。地域の特色を示し、伝統的とされるものを学術的に調査し、文化財としての価値を付加することによって保存・継承を図ります。

天然記念物については、鳥インフルエンザウイルスやロードキル（交通事故）の対策等、環境部局や農政部局等と情報を共有し、連携しながら保護に努めます。



かごしま無形民俗文化財（民俗芸能）
伝承活動表彰
(令和2年度 入来神舞)



文化財研修講座

3 文化財に関する財政措置

方針

- ・ 目的に応じた適切な補助事業・助成事業の活用による計画的な文化財の保存・活用を図ります。

国・県では指定文化財等に対する調査、公開、管理、地域の資源としての活用、後継者育成等に関する補助金があります。例えば、有形文化財では管理のための防災設備の保守点検や解体修理等に対する補助金、天然記念物では給餌や樹勢回復等に対する補助金等、また、史跡では復元等の整備や調査、無形文化財や無形の民俗文化財では道具の修理や継承事業の支援等、多岐にわたる補助制度が設けられています。文化財の所有者や管理団体が目的に合った補助を受けられるよう、国の補助金については、各補助金の要綱を熟知し、適切に情報提供するとともに、県の補助金についてはニーズに合わせ、柔軟に補助内容の検討を行います。

大規模な建造物の修理や史跡の整備には特に多額の費用がかかる場合もあるため、毎年県内市町村に対して今後数年間の計画について照会し、必要経費や修理の緊急性等を勘案して文化庁及び市町村と連携しながら計画的に事業を進めるように努めます。

また、国・県の文化財に対する直接的な補助金以外でも、地域振興に係る交付金を一部活用して文化財の情報発信を行うガイドブックや動画等を制作する事例や、民間の団体による助成事業もあります。その他にも、ふるさと納税やクラウドファンディング等の枠組は、未指定の文化財の保存・継承活動等へも多様な主体から支援を受けられる手法であり、それらの制度についても積極的に周知を図り、活用を促しています。



食害対策としての給餌事業
（「鹿児島県のツルおよびその渡来地」）



かごしま文化財探訪（冊子）



鹿児島県教育委員会では、本県に所在する文化財の価値を広く国内外に発信し、本県の魅力を伝えるため、文化財をテーマとした周遊モデルコースを設定し、PR動画を作成しました。この動画を糸口として、県内外の多くの方が本県の文化財に興味を持ち、探訪していただければ幸いです。

かごしま文化財探訪（動画）

4 文化財に係る人材の育成

方針

- 文化財行政における専門職員の適切な配置と資質の向上を図ります。
- 文化財に関する専門的な知識を有する外部人材の掘り起こしと積極的な活用を図ります。

行政機関の文化財部局や博物館への専門職員や学芸員の配置に関しては、地域の特徴や必要性に応じ年齢構成等に配慮しながら、計画的な採用・配置を働きかけ、県全体での文化財の保存・活用に係る体制の強化を図ります。

また、文化財の情報を発信する際、合わせて文化財担当職員の取組についても発信することで、職員のモチベーション向上や行政内での役割の理解にもつなげていくことができます。

さらに文化財行政を巡る社会変化にも対応できるよう、文化財マネジメント職員養成研修等の国主催の各種研修等への職員の積極的な参加を促し、スキルアップを図るとともに、県でも市町村の職員を対象とした研修を実施します。

研修の実施に当たっては、座学だけではなく、実地研修や事例研修、地域課題に特化した各地区での研修の充実を図っていきます。また、県及び市町村間の一層の連携を図るため、各地域の担当者を集めた対面式の研修を行います。

埋蔵文化財専門職員については、令和2(2020)年3月に文化庁が資質能力の段階区分に応じた育成の在り方に関する基本的方向性を定めており、これらの研修等の積極的な活用を通じて、県及び市町村の埋蔵文化財専門職員の資質向上を図っていきます。

平成30(2018)年の保護法改正に伴う「文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと」という附帯決議を踏まえて、地域史研究を行う能力や



埋蔵文化財専門職員養成講座
(研修)



埋蔵文化財専門職員養成講座
(写真撮影実習)

各文化財の価値を総体的に把握し、保存と活用の企画・立案等をマネジメントする能力を持った文化財専門職員の育成・配置を進めます。

また、文化財の保存・活用に関する知見を持つ民間企業やN P O等の団体に関する情報収集とネットワークの構築を進め、大学の研究者やヘリテージマネージャー等の外部人材や県建築士会の「歴史的建造物委員会」の活用を図ります。

文化財保護指導委員等については、専門家や関係機関を通じた情報収集を行い、学芸員資格や専門的技術を保有する人材の確保に努め、新たに任用した場合は、経験者の支援を受けながら調査等を行う等、実地研修の機会を設けて育成を図ります。また、保護法改正により市町村に文化財保護指導委員を設置できるようになったことを踏まえ、地域における保存・活用の核となるよう、その設置に向けて市町村へ積極的に情報提供を行います。

さらに、市町村が専門的な知識や実績等を有する文化財保存活用支援団体を指定することで、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

文化財は、その種類や性質等に応じて適切な保存・活用を図る必要があります。研修による各文化財に対する理解と知識の向上や、専門家との情報共有・連携により、必要な対応が取れるよう支援していきます。



ヘリテージマネージャーの
スキルアップ研修講座
(写真提供：鹿児島県建築士会)

5 文化財の活用の推進

方針

- 他の行政部門との緊密な連携による文化財の地域資源としての活用を推進します。
- テーマやストーリーに基づく広域的視点による文化財の保存と活用を推進します。
- 文化財を活用した学習の場の提供と地域の文化財等の学校教育・地域活動への活用を促進します。

国の観光立国推進基本計画や鹿児島県観光振興基本計画において、観光資源の一つとして文化財が挙げられ、「文化財を中心とした観光拠点の整備」として、地域の文化財を一体とした面的整備や、わかりやすい多言語解説の整備等を掲げています。

文化財を効果的に活用するためには多言語化、体験メニューの充実、デジタル技術の活用、文化財の持つ価値や情報が伝わりやすい説明板と導線の整備等、多様な利用者の目線やニーズに合わせた情報の発信が必要です。また、世界遺産や日本遺産を中心とした観光拠点の整備等、地域振興・観光振興のための様々な取組も必要です。そのため、地域振興や観光等の他の行政機関と緊密な連携が取れる体制づくりに努めます。さらに、文化財を保管・展示している他の部局や機関とのより一層の連携を図ります。

また、近年は歴史的建造物、神社仏閣、城跡、美術館、博物館等の独特的雰囲気を持つ会場で会議、レセプション、イベント等を実施し、特別感や地域的特性を演出する「ユニークベニュー」の考え方方が注目されています。文化財をより親しみやすいものとして活用するための重要な視点であり、地域の知名度向上や観光客増加等のメリットも期待されます。

県では、これらの取組に必要な国の補助金や活用事例等について積極的に情報収集を行うとともに、市町村の文化財部局だけでなく、観光・地域振興部局等への情報提



美術館を舞台とした創作ダンス
(霧島アートの森)



「旧田中家別邸」での座敷舞披露
ユニークベニューの取組

供を通じて、文化財を活用した地域振興・観光振興が進むよう、必要な取組・支援を行います。

さらに、複数の文化財を共通のテーマで結びつけることや、その地域の特徴的なものを抽出してつなぎ合わせることで情報発信を行い、魅力を引き出すことも重要です。世界遺産や日本遺産においては、構成資産や構成文化財を核として文化財に関連する地域の歴史や生活文化、魅力をつなぎあわせ、地域のストーリーとして総体的な発信・活用に取り組みます。

そのほか、県立博物館、県立埋蔵文化財センター、県歴史・美術センター黎明館、上野原縄文の森等の県有施設における常設展やテーマ性をもった企画展の開催、現地説明会や展示会等を通じて、来訪者により分かりやすい文化財の公開を継続しています。また、これらの施設の定期的な刊行物や、ホームページ、SNS等様々な媒体を用いた積極的な情報発信に取り組みます。さらに、調査報告書や文化財に関する情報のデジタル・アーカイブ化、データベース化を進め、より容易に幅広く活用されるよう努めます。特に、古文書等の歴史史料は活字化し、訓読文と共に公開することで、史料の意味をより深く理解することができます。

各市町村や民間団体が設置する博物館等にも、多くの文化財が収蔵されています。最新の研究成果などによる文化財的な価値の再評価や、博物館間での収蔵資料や展示方法等の情報共有を行うことで、収蔵資料のさらなる活用にも繋げることができます。公開や情報の発信については、所有者や関係市町村の相談等に対応するとともに、情報提供・情報共有に努め、地域の魅力発信が図られるよう支援を行います。



鹿児島県上野原縄文の森

@jomonnomori

縄文時代の大規模な定住集落跡である国指定史跡「上野原遺跡」を保存・活用した施設です。

また、「日本の歴史公園100選」にも選定されています。

⑨鹿児島県霧島市国分上野原縄文の森1番1号 Ⓜ jomon-no-mori.jp

2019年3月からTwitterを利用しています

68 フォロー中 323 フォロワー

SNSによる情報発信 (上野原縄文の森)



移動博物館での学芸員の標本解説
(県立博物館)



お出かけ体験隊
(上野原縄文の森)

県内の自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物等地域の特性に根ざした文化財を学校教育や地域活動を通じて学ぶことは、後の世代へ確実に継承するために重要なことです。また、文化財を通して体験したり学んだりする活動を通して、生まれ育った郷土鹿児島への理解を深め、郷土への愛着や誇りを持てるように促すことも大切です。



かごしま文化財事典の更新

発達段階に応じた学びや体験を進めるために、各学校等との連携を一層図るとともに、本物の文化財や取扱いが容易なレプリカにより、子どもたちが直接触れることができるような環境の整備に取り組みます。例えば、出土遺物を教材として用いる「埋文キット」や、博物館等からの講師派遣や出前授業を活用し、文化財とともに文化財に関わる人の交流の機会を設けます。

また、指導者を対象とした研修会を実施するとともに、実際に現地へ出かけることが難しい文化財について、場所や時間にとらわれず学べるようにインターネットやリーフレット等での情報提供に取り組みます。

さらに、学校教育だけでなく、博物館等において大人も対象とした展示や講演会、講座等生涯学習的な内容のさらなる充実を図るとともに、「かごしま文化財事典」等の活用を通して、より多くの県民が継続して郷土の文化財に触れ、学び、楽しめるような機会の充実に努めます。